

相続と事業承継を サポートする「One日税」

日税グループは1972年、東京税理士協同組合との協力の下、企業経営者向けの保険商品を企画販売する、日税サービスの創立から始まりました。

日税グループにはその後、経営者への保険販売の仲介役となってきた税理士の皆さんを通じて、相続と事業承継に関わることが望まれるようになりまし。そのご要望に応える形で不動産関連や事業承継コンサルティング、信託などの新会社を設立、提供可能なサービスを拡充してきました。現在では主要6社からなる企業グループに成長、「One日税」を掲げ、コンサルティングを中心に、相続と事業承継に関わる総合的な支援をワンストップで税理士さまに提供しています。

例えば、非上場会社の株式に関わる相続税、贈与税の納税が猶予または免除される事業承継税制は、事業承継対策において重要な要素ですが、適用申請ができるのは経済産業省により認定された経営革新等支援機関の指導や助言を受けた組織に限られます。日税グループでは中小企業支援に関する専門性と実績が認められ、日税経営

して税額を抑えることができます。ケースにもよりますが、売却益を10億円としたとき、売り手の手残りが2億〜3億円も違ってくる場合があります。同じ事業会社と不動産保有会社の分割でも、ご家族に事業を承継する人がいない場合は、事業会社の方をM&Aで売却したり、従業員に自社株を譲渡して事業を承継し、ご家族は不動産保有会社のみを所有していくという解決策を提案することもあります。

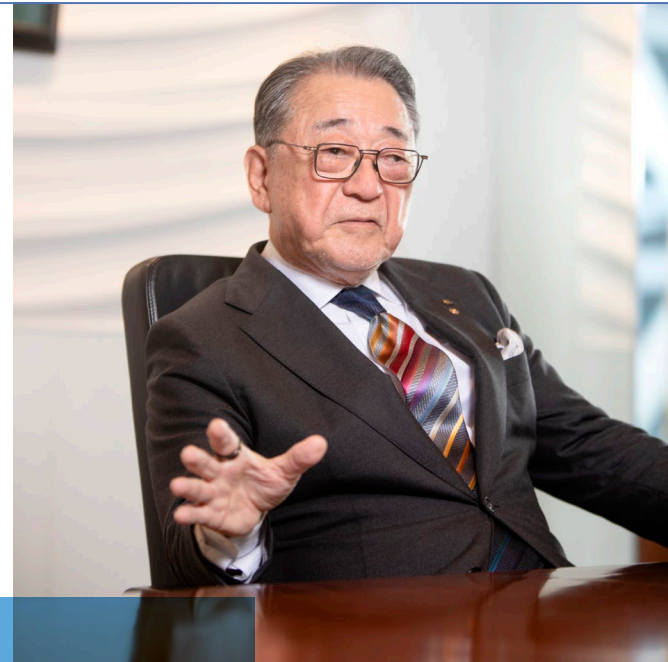
このように会社とご家族の事情に応じて、保険や不動産M&Aなどによる相続対策を立案・実行していくことはグループ内に保険、不動産、企業M&Aを専門に扱う会社を持つ、日税グループならではの対応といえます。

近年、先代の相続の際、相続税対策で個人所有の不動産を法人所有に変更した、いわゆる「法人成り」の物件が増えています。そうした法人が新たな事業承継を迎えるに当たり、対応に悩む経営者は少なくありません。分割・売却をせずに会社の株式を分け合う形で相続すると、代を継ぐことに株主が増え続け、意思決定が困難になって、貴重な不動産の管理が行き届かず放置されることになりかねません。不動産M&Aはそうしたケースの対処法としても有効なため、この数年でニーズが急増しています。また、日税不動産情報センターには、不動産に関するお問

日税グループ

税理士と経営者が抱える 課題にグループ6社が 連携して最適解を提案

時代や環境の変化とニーズに対応したあらゆるサービスを開発。税理士・経営者の声を聞き取りワンストップで対応するのが、日税グループの強みだ。グループを率いる吉田雅俊代表に、相続・事業承継対策の「現在と未来」について語ってもらった。



日税グループ代表 (CEO)
吉田雅俊
(よしだ・まさとし)

1947年生まれ。72年、日本航空に入社。パイロット候補として操縦免許を取得。クラボウ(倉敷紡績)ではエンジニア事業部で環境保全機器開発部門に所属。安田火災時代は団体保険制度の口座振替システムの開発チームに所属し、79年に安田システムサービスを創業する。82年、日税グループに参画。

い合わせが年間6000件を超え、その多くが相続に関するものです。

信託や遺言で事前の 相続対策をサポート

認知症対策として注目されている信託制度ですが、事業承継や相続においても力を発揮します。そして、日税グループでは家族信託、商事信託の両方を提供できるのも強みです。

経営者が数人の子のうちの1人に事業を継がせたい場合、家族信託を活用して、自社株を後継者候補である子に信託しておけば、ご自身が亡くなったときにすぐに株式を相続者(後継者)名義に書き換えることが可能になり、経営の空白を回避することができます。このような家族信託のスキーム検討や信託契約書作成のサポートなどを日税経営情報センターが行っています。

日税グループ6社の中で最も新しく、2022年にグループ入りしたのが、商事信託の機能を提供している日税信託です。もし、親族に適任な受託者がいない場合や障がい者の生活支援のように、長期にわたって着実に安定した信託事務を提供することが必要な場合などは、日税信託が受託者となる商事信託で対応することがあるので。この家族信託、商事信託の使い分けは、日税グループ内の専門家が相談内容を踏まえて、適切な提案をする体

情報センターが認定を受けており、事業承継税制を熟知したメンバーで事業承継スキームを立案・実行することができます。

保険や不動産M&Aを 利用した多彩な相続対策

経営者の相続で、とりわけ資産の多くが自社株という場合、それを次世代にどう承継していくかは大きな課題です。自社株の評価が高く跳ね上がっているようなケースであれば、年齢や健康状態の問題で一般の生命保険を利用できない経営者であっても、一時払い終身保険(旨知不要)を活用することで、後継者の納税資金や自社株買取り資金を効果的に準備することも可能です。また、不動産を保有する会社ごとと売買する不動産M&Aも、事業承継で必要となるキャッシュを用意するための重要な手法です。

例えば、相続人の1人が事業を承継し、もう1人は現金を希望した場合、会社の保有する不動産を売却しないと必要なキャッシュが用意できないことがしばしばあります。そうした際、会社を事業会社と不動産保有会社に分割し、事業会社のみを次世代に承継、不動産保有会社は会社ごと売却する、といった方法があります。

不動産は普通に売却すると高率の所得税がかかってきますが、会社として売却することで、申告分離課税を利用制になっています。

日税信託では25年の初頭から、遺言信託の取り扱いは始める予定です(※1)。遺言信託とは、遺言の作成までのコンサルティングや遺言書の保管、遺言者が亡くなった際に、その内容を執行するという仕組みです。

例えば、先ほどの事業承継の例では、後継者へのスムーズな事業承継のために自社株だけは家族信託を活用して後継者に移転するのですが、それ以外の資産を後継者以外の子どもも含めて公平に遺すために家族信託と遺言信託を併用することもできます。

自社株の評価は会社の業績により上下するので、公平な資産承継のためには、定期的な遺言の見直しが必要になります。日税信託では定期的な遺言の見直しの要否をお客さまに確認し、そのタイミングで必要に応じて日税グループ各社の商品・サービスがご活用いただけるものと思います。

相続は実際に発生してから対処を考えるケースが大半ですが、家族構成や資産の確認から始めて相続人同士の話し合いを行い、10カ月以内に相続税の申告を済ませるのは、ご家族も税理士の皆さんにとっても大きな負担です。あらかじめ遺言を用意し、それを書く時点でしるべき相続対策を考えて遺言に盛り込むことで、円滑な相続と事業承継が可能になります。

日税グループ全体で連携して「相続・事業承継」をサポート

日税不動産情報センター (1982年設立) <ul style="list-style-type: none"> ●不動産の売却・購入の仲介 ●相続不動産の対策 ●不動産鑑定評価 ●財産評価サポート 	日税サービス (1972年設立) <ul style="list-style-type: none"> ●保険を活用したコンサルティング ●リスクマネジメント支援 ●損害保険最適化提案 ●各種情報提供サービス(介護・リフォームなどの紹介) ●各種共済制度事務代行 	共栄会保険代行 (1974年設立) <ul style="list-style-type: none"> ●法人・個人への生命保険の提案 ●事業保障 ●役員退職金準備 ●従業員福利厚生保険 ●相続対策
日税ビジネスサービス (1974年設立) <ul style="list-style-type: none"> ●後継者教育 ●従業員の能力開発、研修業務 ●税理士向け研修事業 	日税経営情報センター (2018年設立) <ul style="list-style-type: none"> ●第三者承継(M&A) ●自社株対策の提案 ●組織再編、会社分割、株価算定などのコンサルティング ●事業承継税制など(認定支援機関業務) ●民事信託(家族信託) ●資金調達、ファクタリング 	日税信託 (2006年設立) <ul style="list-style-type: none"> ●個人の円滑な資産・事業承継 ●法人の倒産隔離、事務負担軽減